



最高裁判所判事

うがかつや

宇賀克也

昭和三〇年七月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学（現・筑波大学）附属高等学校を卒業。

- 昭和五三年 三月 東京大学法学部卒業
- 同年 四月 東京大学法学部助手
- 五六年 七月 東京大学法学部助教授
- 五八年 八月 ハーバード大学客員研究員
- 五九年 八月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
- 平成二年 七月 ハーバード大学客員教授
- 六年 八月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 一〇年 九月 ジョージタウン大学客員研究員
- 一三年 四月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任
- 同年一〇月 日本公法学会理事
- 一六年 四月 東京大学公共政策大学院教授を兼任
- 一八年 七月 関税等不服審査会関税・知的財産分科会部会長
- 二二年 三月 総務省代表自治紛争処理委員
- 二三年一〇月 東アジア行政法学会理事
- 二六年 一月 IT総合戦略本部パーソナルデータに関する検討会座長
- 二六年 二月 内閣府独占禁止審査手続懇談会座長
- 同年 三月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長
- 同年 四月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
- 二八年 二月 人事院交流審査会会長
- 同年 四月 国立国会図書館資料利用制限審査会会長
- 同年一〇月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長
- 三〇年 七月 内閣府公文書管理委員会委員長
- 三一年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和二年六月三〇日 第三小法廷判決
ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領について定める部分は違法とした（全員一致）。
- 二 令和二年一月一八日 大法廷判決
参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述べた。
- 三 令和二年一月二五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる（全員一致、補足意見付加）。
- 四 令和二年二月二二日 第三小法廷決定
再審請求を棄却した原決定について、再審開始すべきとの反対意見を述べた。
- 五 令和三年六月一五日 第三小法廷判決
刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象になるとした（全員一致、裁判長、補足意見付加）。
- 六 令和三年六月二三日 大法廷決定
夫婦同氏を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二四条に違反するという反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思えます。